こども医療費

医療機関への適正受診と日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度のお知らせ

間/こども未来課 ☎463-2834

医療機関への適正受診のお願い 一ジェネリック医薬品の使用にご協力をお願いしますー

○医療費の増加を抑制する必要性

こども医療費助成制度は県と市の財源で実施しており、今後も制度を安 定的に運営するため、医療費の増加をできるだけ抑制することが求められ ています。こうしたことから、ジェネリック医薬品の使用を進める必要が あり、皆さんのご協力が不可欠です。

軽い症状にも関わらず、休日や夜間に病院の救急外来を受診する、いわ ゆる『コンビニ受診』が増えています。このため、緊急の重症患者さんの 治療に支障を来したり、病院・医師への過度の負担、医療費の増大などの 問題が起こっています。また、同じ病気でいくつもの病院を受診する『は しご受診』が増え、検査の重複による身体への負担や薬の重複による副作 用の危険もあります。

救急医療を本当に必要としている方が、安心して医療を受けられるよう に、また、お子さんの体への過度の負担や薬による副作用を回避できるよ うに、医療機関の適正受診へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

ジェネリック(後発医薬品)とは

新薬(先発医薬品)の特許が切れてか ら発売され、同じ有効成分・同等の効き 目を有していますが、開発費が抑えられ ているため、新薬と比較して価格が安い 医薬品です。さらに、新しい技術で飲み やすさ・使用感が改良されたものもあり ます。

たとえば…苦みを少なくする、水なしで も飲める、飲みやすさの改良、室温保存 を可能にするなど、保存性の向上など工 夫が施されているものもあります。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

公立保育園、小・中学校(以下「各施設」といいます)の管理下での負傷、傷病によって通院・入院し、初診から治癒 までの自己負担額が1,500円以上ある場合は、各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用さ れます。医療機関を受診する際は、その旨を申し出て「こども医療費受給資格証(ひとり親家庭等医療費受給者証)」は提 示しないようお願いします。

なお、手続きの詳細は各施設の担当者へご相談ください。また、私立の保育園・幼稚園、小・中学校や高等学校に通わ れている場合は、制度に加入しているかどうかを各施設にお問い合わせください。

▶災害共済給付の対象および給付額◆

制度名	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター 災害共済給付	4割(見舞金含む)	初診から最長10年	あり
こども医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院:中学校卒業まで 入院:高校生等(※1)まで 医療機関への支払いから5年以内	なし
ひとり親家庭等医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院・入院ともに 18歳到達後最初の3月31日まで(※2) 医療機関への支払いから5年以内	なし

- ※1 高校生等…在学の有無にかかわらず、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでのお子さん(保護者等の被扶養者に限る)
- ※2 お子さんに一定以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日までとなります。

パパ・ママ応援ショップ優待カードのスマートフォンアプリをご利用ください

~現在のカードは、3月末日で有効期限が満了となります~

県公式スマホアプリ「ポケットブックまいたま」アプリから「パパ・ママ応援ショッ プサブアプリ」を取得すれば、改めて窓口にお越しいただいて新しいカードを入手する 必要がなくなります。更新の手間が不要なアプリ版をぜひご利用ください。

対象/18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども

(県内在住、在園または在学のいずれか) または妊娠中の人がいる世帯

利用方法/①右のQRコードから「ポケットブックまいたま」アプリをダウンロードします。

②アプリ内で「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得します。

③登録した優待カード画面を協賛店で提示してください。

ダウンロードQR



現在のカードは有効期限が3月末までです。有効期限切れのカードでは協賛店の特典を受けられなくなります。 新しいカードを希望する方には、こども未来課、内間木支所、各出張所の窓口で3月11日例から配布します。

問/こども未来課 ☎463-2930、埼玉県少子政策課 ☎048-830-3343